

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年二月四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

第五号	指定番号
第一項第五号	指定に係る道路の種類
第四十二条	指定の年月日
建築基準法	指定に係る道路の位置
令和二年一月二十七日	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
五番二十九、三千七百五番三十一	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
九十八・一六	
五・五〇	